2 文科開第 1 0 9 5 号 令和 3 年 3 月 3 1 日

東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小 早 川 智 明 殿

文部科学省研究開発局長 生 川 浩 史

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介への対応等に関する要請

今般、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「センター」という。)は、令和2年1月から令和2年12月までの活動に関して「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書~令和2年における状況について~」を取りまとめました。

同報告書では、貴社に対して、改めて、平成29年5月18日に認定された「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」で明記されている「3つの誓い」の基本理念に立ち返り、歳月の経過とともに被害者への対応がおろそかになるといったことなく、引き続き真摯な態度で和解仲介手続に臨むことを強く求めるとしております。

また、本年3月11日で東電福島原発事故から10年が経過しましたが、センターにおける和解仲介手続、東京電力への直接請求、裁判における訴訟など、いまだに継続している案件があり、まだ請求されていない方もいらっしゃいます。

こうした点も踏まえ、引き続き次の3点について要請します。

- 1. 本件事故に伴う原子力損害賠償請求権について、被害者の方々の中には、時効期間が経過した時点で貴社が時効を援用し、被害者の方々が損害賠償請求権を行使できなくなるとの危惧が存在し、当省にもそのような声が寄せられているところです。
 - こうしたことを受け、<u>貴社は</u>、原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。) の場やプレスリリースにおいて、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も消滅時効に関して柔軟な対応を行い、最後の一人まで賠償を貫徹するとの方針や、その内容について総合特別事業計画に記載する予定であることを表明されています。 貴社におかれては、被害者の方々に寄り添い、損害賠償請求権を行使できなくなるとの危惧を抱かれることのないよう、時効の援用については適切に対応いただくことを要請します。
- 2. 貴社がセンターの示す和解案の受諾を拒否したことにより和解仲介手続が打ち切られた案件や、貴社の被害者の方々に対する賠償の姿勢等について、地方公共団体や関係団体から当省に是正を求める要望が寄せられ、また、国会や審査会においても、貴

社に対し、「3つの誓い」を遵守し、賠償するよう累次意見が示されていました。

こうした声に対し、<u>貴社には</u>昨年9月の審査会において、<u>個別の事情を十分に踏まえた丁寧な対応を行うことや請求の負担軽減に寄与する取組の継続を表明していただきました。</u> <u>和解仲介案の尊重を含む「3つの誓い」を遵守し、こうした方針を今後もしっかりと実行することにより、被害者の方々の御事情を踏まえつつ、公平かつ適正な賠償を進めていただくよう改めて要請します。</u>

3. 地方公共団体等からの要望において、貴社が中間指針を上限であるかのように取り 扱う傾向があるため、改善すべきとの意見が示されていました。

審査会が示す中間指針においては、「中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」ことが示されており、被害者の方々への賠償に当たって、この考え方に基づいていないと捉えられ得る対応があれば、それは適切ではないと考えています。

こうしたことについても、<u>貴社には</u>昨年9月の審査会において、<u>中間指針等を上限とは考えておらず、その旨の社内に対する周知を強化していくこと</u>や、<u>被害者の方々に寄り添った対応の更なる強化を推進するため、賠償に関する組織体制の見直しや運用改善を表明いただきました。このような方針についても、今後もしっかりと堅持し、実行していただきますよう要請します。</u>